

第5回 箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会

- I. 前回の主な意見
- II. パブリックコメントについて
- III. 答申案について
- IV. 今後の進め方について

平成26年9月30日

I. 前回の主な意見

第4回開発事業等緑化負担税導入検討委員会(2014.8.22)における主な意見

関連する 検討項目	質問・意見
税率	<p>①税の目的が緑化負担で、いかにみどりを担保するかということなので、建物の床面積よりも敷地面積に関わって課税するのが妥当である。</p> <p>②実際の使い方とは関係なく、指定容積率を用いて税額を決定するのは、客観性があってよい。</p> <p>③総事業費や用地取得費に加え、毎年の固定資産税などの経費からすると、今回の税額(案)は過大な負担とはいえないと思う。</p> <p>④市の政策として税の減免をすることはあり得る。大規模土地利用を抑制してしまうと、市の政策の足かせになるおそれがある。</p> <p>⑤「税率は、…土地の指定容積率を考慮する」とあるが、税率は敷地面積1㎡当たり250円で、課税標準について土地の指定容積率を考慮すると記載を改めるべきである。</p>
その他	<p>⑥答申案には、これからの進行管理や、効果を評価するアウトプットなりアウトカム指標を議論すべきというような、今後の残された課題をつけて出すことになると思う。</p>

Ⅱ. パブリックコメントについて

パブリックコメントの概要

(周知)

- 各公共施設への素案の設置（市内8カ所・平成26年8月28日から平成26年9月26日まで(30日間)
- ホームページへの掲載
- 宅地建物取引業協会北摂支部への説明（平成26年9月8日）
- 箕面市建設業協同組合への説明（平成26年9月16日）

(意見の提出)

- 意見募集に対して12通の意見書が提出された……………資料1

(結果の公表)

- いただいた意見と委員会の考え方 ……………資料2

Ⅲ. 答申案について

答申書の構成

- 答申書(案)：諮問原案からの変更点、税の概要の表を記載
……………資料3
- 別添資料：パワーポイント、Q&A(資料4)、資料集

IV. 今後の進め方について

